

について

障害者に関する手当

障害者手帳をお持ちの方とその家族の方には、手帳の区分や等級に応じ、手当や年金が支給される場合があります。

なお、一部の手当や年金は、支給対象であっても所得制限などのため、支給されないことがあります。

	対象	支給額	支給制限
在宅重度障害者手当	次のいずれかに該当する在宅の障害者（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者および施設入所者または長期入院者は除く） ①身体障害1～2級でIQ35以下の方 ②身体障害1～2級の方、IQ35以下の方または身体障害3級で、IQ50以下の方（65歳以上で新たに障害者となった方は除く）	①15,500円 ②6,750円	所得制限と併給制限があります。
特別障害者手当	次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者および長期入院者を除く） ※いずれも目安であって、診断書等により判断します。 ①身体障害1～2級程度の障害が2つ以上ある方 ②身体障害1～2級程度の方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障害がある方 ③身体障害1～2級程度の方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害がある方で、他に身体障害3級相当の障害が2つ以上ある方 ④身体障害1～2級程度の方またはIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障害または病状の方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方	国制度分 27,980円 県制度分（国制度分に加算して支給） ・身体障害1・2級で、IQ35以下の方 6,850円 ・身体障害1・2級の方またはIQ35以下の方 1,050円	所得制限と併給制限があります。（労災保険年金等振込通知書に記載の労災保険年金と労災援護給付金は所得に算入され、労災就学等援護費については、所得に算入されません。）
障害児福祉手当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害者（障害を事由とした年金受給者および施設入所者を除く） ①身体障害1級（2級の一部を含む）程度の方 ②IQ20以下の方 ③①②と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な方	国制度分 15,220円 県制度分（国制度分に加算して支給） ・身体障害1・2級で、IQ35以下の方6,900円 ・身体障害1・2級の方またはIQ35以下の方1,150円	所得制限と併給制限があります。
経過的福祉手当	次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者を除く）で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない方 ①身体障害1級（2級の一部を含む）程度の方 ②IQ20以下の方 ③①②と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な方	国制度分 15,220円 県制度分（国制度分に加算して支給） ・身体障害1・2級で、IQ35以下の方6,900円 ・身体障害1・2級の方またはIQ35以下の方1,150円	
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を監護、養育されている方 ①IQ35以下程度もしくは身体障害1～2級程度の方または、同程度の障害もしくは病状の方 ②IQ50以下程度もしくは身体障害3級（4級の一部含む）程度の方または、同程度の障害もしくは病状の方	①53,700円 ②35,760円	所得制限があります。

問合せ先 役場 民生課 内線 169・232

各種手当

ひとり親家庭等への手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）に支給される手当です。

手当名	対象	支給額（月額）	非該当要件
児童扶養手当	次のいずれかに該当する18歳以下（18歳到達年度の末日まで）の児童（一定の障害があるときは20歳未満）を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している方 ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父または母が死亡した児童 ③ 父または母が重度の障害にある児童 ④ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑤ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑥ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ⑦ 婚姻しないで生まれた児童 ⑧ 父または母の生死が不明である児童	・児童1人の場合 44,140円～10,410円 ・2人目の児童 10,420円～5,210円 ・3人目以降の児童 1人につき6,250円～3,130円 ※受給者および扶養義務者の所得により決定します。	次のいずれかに該当する場合は支給されません。 ① 所得制限を超える場合 ② 児童が、児童福祉施設（母子生活支援施設、通園施設は除く）に入所している場合 ③ 請求者・対象児童が公的年金等を受けている場合（年金額が児童扶養手当額より低い方には、その差額分の手当が支給されます。）
愛知県遺児手当・大治町遺児手当	次のいずれかに該当する18歳以下（18歳到達年度の末日まで）の児童を監護・養育している方 ① 児童扶養手当の支給要件 ①～⑦ に同じ ② 父または母が1年以上行方不明である児童	・愛知県遺児手当 4,350円（支給期間は最長5年間、4年目以降は半額） ・大治町遺児手当 2,000円（支給期間は最長5年間）	愛知県遺児手当は次の ①～③ のいずれかに当てはまる場合、大治町遺児手当は ①② のいずれかに当てはまる場合は支給されません。 ① 所得制限を超える場合 ② 児童が、児童福祉施設（母子生活支援施設、通園施設は除く）に入所している場合 ③ 請求者・対象児童が公的年金等を受けている場合

問合せ先 役場 子育て支援課 内線141

現況届の手続きをお忘れなく

現在、**①**愛知県在宅重度障害者手当**②**特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当**③**児童扶養手当・愛知県遺児手当・大治町遺児手当を受給している方に、現況届の手続きのお知らせを通知しますので、必要書類を添えて提出してください。

この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期限内に必ず手続きをしてください。

また、現在支給停止中の方も必ず届け出てください。

提出期間 **①**8月1日(火)～31日(木) **②**8月10日(木)～9月11日(月) **③**8月1日(火)～31日(木)
 ※土日・祝日を除く

問合せ先 **①②**役場 民生課 内線169・232 **③**役場 子育て支援課 内線141